

第 7 3 回

愛知県消費生活審議会会議録

平成 2 4 年 7 月 1 3 日
於 愛知県議会議事堂ラウンジ

愛知県県民生活部県民生活課

目 次

会議録（要旨）	1
次 第	1 8
配付資料一覧	1 9

1 開 会

○事務局（県民生活課長）

時間になりましたので、ただいまから平成24年度第1回愛知県消費生活審議会を開催いたします。

本県では「さわやかエコスタイルキャンペーン」中につき、軽装で失礼いたします。それでは、開会にあたりまして、大野県民生活部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○県民生活部長

おはようございます。愛知県県民生活部長の大野でございます。

日頃から本県の消費者行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

また、皆様方には、この度、愛知県消費生活審議会の委員へのご就任を快くお引受けいただき、かつ、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今期の委員には、愛知県消費生活審議会としては初めて、2名の公募委員に、消費者代表としてご就任いただきました。

どうか、お二人の委員におかれましては、消費者の視点から忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。

さて、ご承知のとおり、我が国は今、経済社会のグローバル化、高度情報化の進展、超高齢社会の到来などの大きな転換期を迎えておりまして、消費者を取り巻く社会経済環境も大きく変化しております。

こうした中、消費者問題は、ますます複雑・多様化しており、県といたしましても、平成22年3月に策定した「愛知県消費者行政推進計画」に基づき、「消費者被害の救済・未然防止の強化」、「主体性のある消費者の育成」、「消費生活の安全・安心の確保」に努めております。

特に、県の消費生活相談体制につきましては、「推進計画」に従い、消費生活相談員を増員し、研修を充実させるなど、その強化に努めてまいりました。

また、市町村の相談体制強化に向けた支援といたしまして、「消費者行政活性化基金」

を活用し、市町村相談窓口の整備を働きかけてまいりました結果、本年5月には県内すべての市町村において窓口が設置されたところでございます。

こうした相談体制の充実も含め、この計画は本県における消費生活に関する施策について、総合的かつ計画的に推進していくための重要な指針となるものでありますので、進捗状況につきましては、毎年度、この消費生活審議会において、確認・評価をお願いしているところです。

また、本日の審議会でご報告をさせていただき、愛知県の「行革大綱に係る重点改革プログラム」についてお話させていただきます。

本県ではこれまでも継続的に行政改革を進めてまいりましたが、厳しい財政状況を踏まえて、行財政改革を具体化、加速、拡大するため「行革大綱に係る重点改革プログラム」を平成23年12月に策定いたしました。

このプログラムの中で、効果の徹底的検証の視点から「消費生活相談体制の見直し」が取り上げられ、市町村の相談体制の充実・強化を図りながら、県の消費生活相談体制の見直しを検討することとされました。

本日は、プログラムが策定されてから、初めて開催される審議会でございますので、その内容につきまして、事務局からご説明をさせていただくこととしております。

今後の見直しに当たりましては、市町村の相談体制の実情や意向を十分把握した上で、検討を進めてまいりたいと存じますが、委員の皆様からも、それぞれの専門の立場からのご意見を賜りますようお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。

○事務局（県民生活課長）

申し遅れましたが、私は県民生活課長の柴田でございます。仮議長が選出されるまで、私が仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、審議会の定足数につきましては、本日は、19名の委員の内17名のご出席をいただき、過半数の方のご出席をいただいておりますので、会議の定足数を充足しておりますことをご報告いたします。

なお、今期最初の審議会でございますので、本来ならば、委員の皆様のご紹介をするべきところではございますが、時間の関係もございまして、お手元の配席図をもってこれに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様にお送りしました資料3, 4, 5, 6を本日ご持参されなかった方がおみえになりましたら挙手をお願いします。

(事務局から配付)

その他の配付資料でございますが、資料1から資料12までございます。

(資料1から資料12まで順に読み上げ)

3 議 事

(1) 会長の選出について

○事務局(県民生活課長)

それでは、さっそく議事に入らせていただきたいと思います。愛知県消費生活審議会規則第4条によりますと、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますが、本日が第19期愛知県消費生活審議会の1回目ということで、まだ会長が決まっておりません。そこで従来から、会長選出までを前回の審議会の会長に仮議長として議事進行を行っていただいております。今回も同様で、多和田委員にお願いすることよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

それでは、多和田委員にお願いをしたいと存じます。多和田委員、仮議長席の方へ御移動をお願いいたします。

(多和田委員仮議長席へ)

○仮議長(多和田委員)

ただいま、ご指名をいただきました多和田でございます。仮議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、さっそく議題(1)の会長の選出を行いたいと存じます。愛知県消費生活審議会規則第3条によりますと、会長は委員の互選により決定することとなっておりますが、いかが取り計らいましょうか。御審議をよろしく申し上げます。

○服部委員

前回の審議会で会長を務められました、多和田委員にお願いをすることがよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

○仮議長(多和田委員)

ただいま、服部委員から、私にとのご意見がございましたが、他にご意見はござ

いませんか。特に異議がないようでしたら、そのようにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

それでは、皆様の御承諾をいただきましたので、私が僭越ですが本審議会の会長を務めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

以上をもちまして、仮議長としての私の役割はここで終了させていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。

会長になりました多和田委員には、そのままの席でお願いいたします。

(事務局職員名札を取り替える) 「仮議長」⇒「会長」

それではここで、多和田会長に就任のごあいさつをお願いいたします。

○仮議長（多和田会長）

本日、はからずも、会長に選出されまして、その職責の重大さを痛感いたしているところでございます。

微力ではございますが、皆様方の御協力、御支援を賜りまして、この職責を全うすべく、最善の努力をいたす所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本審議会は、昭和51年に発足して以来、様々な消費者問題に関しまして調査・審議を行い、県に対し意見を申し上げてきておりまして、その内容を県の消費者行政の推進に、数多く活かしていただいているところでございます。

昨今の消費者を取り巻く社会経済環境は、グローバル化の中で大きく変化しております。特に、悪質商法による被害や消費者トラブルが後を絶たず、また深刻化しており、その手口も巧妙になってきております。トラブル処理、あっせん、仲介等の業務はもちろんのこと、これらを通して安全で快適な消費生活を住民の皆様を送っていただく上で、行政が果たす役割は、これまでも増して大きくなってきているところです。こうしたことから本審議会の役割が一層重要になっていくのではないかと考えております。

私といたしましても、誠心誠意職責を全うしたいと考えておりますので、ぜひ、委員の皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、多和田会長にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

（事務局職員 名札「議長」 を追加）

（2）会長代理の指名について

○議長（多和田会長）

それでは、私が議長を務めさせていただきます。次の議題は、会長代理の指名でございます。

愛知県消費生活審議会規則第3条によりますと、会長代理は会長が指名することとなっておりますので、私が指名させていただきます。

会長代理は、東委員にお願いしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

（3）消費者苦情処理委員会委員長及び所属委員の指名について

○議長（多和田会長）

それでは、次の議題に入らせていただきます。「県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」第18条の規定により、消費者苦情に係るあっせん又は調停を行います、消費者苦情処理委員会の委員長及び所属委員の指名でございます。

愛知県消費生活審議会規則第6条によりますと、消費者苦情処理委員会委員長及び所属委員につきましては、会長が指名することとなっております。そこで、委員会の性格などを考慮し、委員長には柘植委員を指名させていただきたいと思います。柘植委員よろしく願いいたします。

次に委員につきましては、粕田委員、近藤委員、小島委員、大西委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局は、消費者苦情処理委員会の所属委員の名簿を後ほど配付してください。

なお、本日欠席をされました委員には、事務局からご連絡をお願いいたします。

○事務局（県民生活課長）

承知いたしました。

○議長（多和田会長）

なお、運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、谷口委員と大藪委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(4) 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況について

○議長（多和田会長）

それでは、議題（4）に入らせていただきます。愛知県消費者行政推進計画の進捗状況につきまして、事務局からご報告をお願いします。

○事務局（酒井主幹）

県民生活課の酒井でございます。まず、お手元の資料3「愛知県消費者行政推進計画」（概要）に基づきまして、計画の概要をご説明させていただきます。

（資料2から資料4により、計画の概要、各施策の内容、進捗状況、目標の改正について説明）

ここで、短期集中的に取り組む11の施策につきまして、今後どのように取り組むべきか、その考え方を述べさせていただきます。これらの進捗状況につきましては、この後、別途ご報告させていただきますが、一部本年度中に達成予定のものがございまして、ほとんどの事業は所期の目標を達成している状況でございます。しかし、達成した施策が今後後退することのないよう、目標を継続または改正して、計画終了の平成26年度まで、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（多和田会長）

大変丁寧に説明していただき、ありがとうございました。時間の関係上、引き続いて報告をお願いしたいと思いますが、今ご説明のありましたように、11の施策については、目標値を見直して、平成26年度まで継続して取り組むとのことでした。これらの施策について、少し詳しく実施状況と今年度の予定事業について、ご説明をお願いします。

○事務局（柴田主幹）

引き続いてご説明させていただきます。県民生活課の柴田と申します。資料5に短期集中的に取り組む事業が11ございます。これらの実績及び今後の状況について、ご説明させていただきます。

（資料5により、施策の内容、進捗状況について説明）

○議長（多和田会長）

ここまでのご報告に対して、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

○東委員

ご丁寧にご説明していただき、ありがとうございます。

ほとんどの事業が目標値を達成されているということで、とても心強く思いましたし、また、このまま継続していただければと思います。

質問と意見という形ですが、3、4点ほど伺いたいと思います。まず「介護サービス情報の提供」ですが、サーバーが移設されアクセス件数がカウントできないため、目標値を公表率90%以上に改正したいとのことですが、公表することとアクセスしてもらうことは、かなりニュアンスが違うと思います。ホームページ上にいくらかでも情報が出ているわけで、いかに見ていただけるかということだと思います。できないことをしろという意味ではないですが、数字にならなくてもアクセス数が増えるような取り組みをお考えいただきたいと思います。

二点目は多重債務の相談窓口等の啓発についてですが、ポスターやリーフレットを廃止して、Webサイトでの情報の発信によるとのことですが、一定の年齢以上の人に対し、Webサイトだけできちんと情報が伝わるのか、少し疑問というか不安に思いました。リーフレット類はまったく作らないということなのかお尋ねします。見ていただくということは、形があるものは目に入りますが、Webサイトだけにしてしまうと、まったく情報に接することができない人がかなり出てきてしまうのではないかとこの事に、お考えとしてどうかと思いました。

三点目は体験型環境学習事業の実施についてです。こちら回数よりも中身の充実ということで、アンケート結果で「わかりやすかった」との回答80%以上とのことですが、今現在は何%ぐらいなのでしょう。それに対して80%以上という目標を立てられたのだと思いますのでお尋ねします。

また、こういう形で目標を設定されるのは結構だとは思いますが、回数をまったく考えていかないと、将来的に例えば90%になっても20回しか開催されないような事態になりはしないかと疑問に思いました。

最後に、被害防止のため関係機関との連携で、消費生活相談サポーターの養成600名のところ、すでに819名を養成していただいたということで、非常に良い実績を挙

げていただいたと思っております。ただ、今後の目標ですが、消費生活相談サポーター養成はまったくしない、後はこれまで養成された人達に情報を提供したり、その活用を考えていくということで、この目標自体が問題と言うわけではないのですが、こういう事業は少しずつでも新しい人を巻き込んでいくことが、とても大事だと思います。今、養成された方がこれだけいるからいいというものではなく、当然、ご高齢の方が多いと思うので、だんだん活動が十分にできなくなってくると、そこに新しい方が入ってくるといった仕組みについても、今後ご検討いただければと思います。

○事務局（酒井主幹）

1点目の介護保険情報サービスの提供ですが、こちらは高齢福祉課が所管している事業ですので、私共の一存ではお答えできないものもあります。担当課に対し、公表率以外にアクセス件数を伸ばすような目標が掲げられないか確認をいたします。

2点目の多重債務の相談窓口等の啓発についてですが、県民生活課の予算ではありませんが、広報広聴課で県政全体の広報媒体がありますので、それを活用してまいります。例えば昨年度は、新聞広告の広報あいちに11月の強調月間について掲載していただいております。予算はかけられないながらも、全庁的な広報媒体を活用して働きかけてまいります。

つぎに、体験型環境学習事業の実施についてですが、こちら環境活動推進課の事業でございます。詳しい資料が手元になく「わかりやすかった」というアンケートの回答が、昨年度はどれくらいであったかが不明なため、申し訳ありませんが、後日改めて報告させていただきます。

○事務局（柴田主幹）

では、最後の消費生活相談サポーター制度につきましてご説明いたします。

この事業につきましては、名古屋市、岡崎市、豊橋市において延べ8回に渡り講習会を開催して、消費生活相談サポーターを集めるというもので、地方消費者行政活性化基金を活用いたしまして、昨年度までに819名を養成いたしました。今後もこのような形で実施していくのは、活性化基金の活用がないと難しいと思いますが、見守り事業は非常に重要であると考えており、これまで養成した819名がずっと継続していくわけにはいかないことも理解しております。今年度、消費生活相談サポーターの方々にアン

ケートを取って、活動の結果や今後の活用を考えると、支援方法を検討するなど、東委員のご指摘のとおり、見守り事業をどうするかというのは非常に重要なことですので、事業の広がりを今後とも検討していきたいと思えます。

○議長（多和田会長）

東委員、今の回答でよろしいですか。

○東委員

結構です。

○議長（多和田会長）

不明なところもいくつかありましたので、先程の体験型環境学習事業のアンケート結果につきましては、きちんとお調べいただき、ご回答いただければと思えます。

○事務局（酒井主幹）

承知いたしました。

○議長（多和田会長）

今の関連でもよろしいですし、他にご意見等はありませんでしょうか。

○近藤委員

ご報告いただきましたが、とても達成度が高いということで、皆様のご努力がうかがえると思えながら拝聴しました。前回の審議会でも学生向けの消費生活出前講座についてお願いしたもので、関連して1点お願いです。悪質商法被害未然防止出前講座を開催していただき、非常によかったのですが、前回も申し上げましたが、大学の授業の中身は、かなり前年度中に相当部分をシラバスというか、内容を決めるため、ゲスト講師などもかなり前倒しで決めていくために、こういった事業のご提案をいただく時期がずれると、活用がしづらいという現状でございます。昨年度ご提案をいただいた事業は、受講対象者数100名以上で募集しているということで、講義で利用するには、かなりの学生を集めなければならないため活用できず、非常に残念でした。15名から30名程度のひとつのクラスやゼミといった、少人数でも対象となるような、担当教員が利用しやすい講座をお考えいただければ、活用実績も上がると思えますので要望させていただきます。

○事務局（酒井主幹）

昨年度実施しておりました、寸劇を交えた出前講座は、消費者行政活性化基金を活用

して実施したもので、今年度は通常の消費生活講座のみを実施いたします。これは人数30名で90分間となっておりますので、本年度からは消費生活講座をご活用いただきますよう、お願い申し上げます。

○大藪委員

これは、粕田委員にお伺いした方がいいのかもしれませんが、この間岐阜県で弁護士会の方達とお話した際に、県の方も同席されていたのですが、多重債務の問題自体は非常に減少しており、相談会を実施しても人が集まらないので、回数を減らしていくところも多いかと思います。目標を高くするのもいいですが、開催したときにどれぐらいの人が相談に来ているのでしょうか。また、改正貸金業法によってでしょうか、多重債務者が減ってきているのであれば、相談回数を減らしていくというのも一つの選択肢だと思いますが、その点についてどのようなご検討をされているのでしょうか。

○事務局（酒井主幹）

確かに平成22年度から23年度にかけて、多重債務の相談件数は30%程度減少しておりますが、相談に来られる方は所得の低い方や深刻な方が増えていらっしゃるので、まだまだ相談者の掘り起こしが大切であると認識しております。毎年度開催しております多重債務者対策協議会というものがございまして、税務関係、住宅関係、警察関係及び業界団体といった関係機関が集まる協議会を年1回開催しております。情報の共有化を図り、11月の強化月間の無料相談会の開催や、市町村向けの無料巡回相談、講師の派遣等は、後退することなく従来どおり実施してまいります。

○大藪委員

開催されたときの相談者数はわかりますか。

○事務局（酒井主幹）

県民生活プラザで受付けております相談件数は、平成22年度は2,316人であったのが平成23年度は1,655人と減ってはおりますが、相談内容は深刻化していると弁護士の方からもお聞きしておりますので、多重債務者対策としては後退することなく取り組んでまいりたいと考えております。ポスター等につきましては、先ほど申し上げたとおりWebの活用や、広報広聴課の媒体を利用していきたいと考えております。

○議長（多和田会長）

他にご意見、ご質問等ございますか。

○外山委員

3 ページ目に消費者教育の推進ということで、中学生、高校生、小学生向けとしてありますが、特に、小学生向けの Web ページの作成というのはどのようなイメージのものでしょうか。多分小学生は、消費者教育としての切り口ではアクセスしてこないのではないのでしょうか。作ったとしてもほとんど見られないと思います。例えば環境だとか、エコ、食育の問題など、それらを含めた総合的な、小学生がアクセスしたくなるようなページに消費者教育の問題があって、ボタンを押したらパッと出てくるような、見て楽しいページでなければ作っても見ないのではないのでしょうか。ぜひそういう観点で、小学生がどういうことに関心があってアクセスするのかをよく考えて作っていただきたい。

○議長（多和田会長）

この点につきましても、事務局にお伺いしますが、まだ作成中ですね。

○事務局（酒井主幹）

これにつきましては昨年度、財団法人消費者教育支援センターから教材についてのアドバイスをいただき、小学生向けにどのような教材が望ましいかを報告書としていただいております。その報告書を基に、できるだけ楽しい教材となるよう、内容を検討しているところでございます。

○議長（多和田会長）

業者の方にお任せするというのも、これまでの経験などから小学生向けの教材を専門的に作成していくうえでふさわしいことかと思いますが。

○事務局（酒井主幹）

消費者教育支援センターには専門に研究を行っている方がおりますので、小学生向けにどのようなものが良いか専門的な意見を踏まえて、今年度作成していきます。

○大藪委員

私はこれを見て、先生用を作られて、学校で小学生がみんなで見ながらやってみるようなイメージだったのですが違うのでしょうか。

○議長（多和田会長）

小学生が見るものですか。

○事務局（酒井主幹）

小学生が見るページを作成しますが、教材ですので、先生の指導のもとで小学生が楽しめる形のものになると思います。

○外山委員

場面としてはそういう場面を想定しているのですか。

○事務局（酒井主幹）

はい、そうです。

○議長（多和田会長）

ガイドラインとしては、先生が指導して小学生が見てわかるというもの、見てもおもしろくないようなものでは子ども達がそっぽを向いてしまうので、その内容を上手く考えていただいて、小学生がおもしろく見られる教材にしていくということですね。

○大西委員

1点お願いと2点質問がございます。

まずお願いですが、先ほど東先生からもお話のありました多重債務がらみで、Webでの周知ですとか、全般的に情報紙の発行部数も減る傾向にありますので、予算の問題もあって大変だとは思いますが、やはりWebにアクセスできる方は限定的だと思いますので、予算の許す限りできるだけ作成していただきたいと思いますので、要望ということで、ぜひよろしく願いいたします。

次に質問ですが、昨年も質問させていただきましたが、相談窓口数のところで、全市町村に設置されたということで、非常に素晴らしいことだと思っております。ただ、やはり内容が大事で、私も相談窓口に出ておりますが、その場で終わる相談ばかりではなく、継続相談もかなりありますので、先ほどの話のように月1回だけの相談窓口では本当に機能しているのか疑問に思います。目標のところでは、相談窓口の充実・強化を働きかけるとしかなっていないので、例えば具体的に、せめてこれぐらいはという想定しているもの、やはり目標ですので、もっと具体的なものがあれば教えていただきたいと思っております。

それから二点目で消費生活相談員のところですが、昨年度の合格率が78.9%ということで、非常に素晴らしいと思っております。全国的に見てもこの数字は普通ではなかなか考えられない数字で、スタッフの方達もご苦労されたかと思っております。全部で57名養成されて、合格者が31名ということでかなりの予算を使ってやっていらっしゃる事業だ

と思いますので、合格されなかった26名のフォローはどうなっているのでしょうか。また、合格されても相談員の募集状況を見ておりますと、全員が職に就けるわけではありません。相談の法律も日々変わって行きますので、合格してまだ相談員になっていない方へのフォローはどう考えているのかをお伺いします。

○事務局（酒井主幹）

多重債務者対策の啓発手法につきましてお答えします。当然のことながらインターネットを見られる環境にある方ばかりではありませんので、財政当局との予算折衝は困難ではありますが、その点は十分に意識して啓発を図ってまいります。

次に相談窓口につきましては、申し訳ありませんが具体的なものはまだ持っておりません。今年度中に県と市町村との役割分担を県として示すこととしておりますが、具体的な数字はまだございません。

○事務局（柴田主幹）

養成講座のフォローでございますが、おっしゃるとおり非常に重要な事業としてお金をかけて委託事業を行ってまいりましたが、そういった形でのフォローは難しいので、まだ合格していない方でも引き続き受けられるのであれば、フォローしていきたいと思っております。

また、資格を取られた方ですが、最初の年度の方は、国や県の窓口に入っている方がかなりいらっしゃいますが、確かに昨年合格された方は、資格を取ったものの、まだまだ職には就いておられません。しかし、これもすぐに雇用を増やすというわけにはまいりませんし、資格を取ったからすぐに相談業務ができるというわけではないものですから、大西委員の所の相談員協会の講座などの情報を提供させていただいたり、各市町村から募集があった時には、積極的に声を掛けさせていただいて、せっかく養成してまいりましたので、資格を取った方々が相談につけるような形にしてまいりたいと思っております。

○議長（多和田会長）

今ご回答いただきましたが、大西委員のご意見にもありましたように、こういったところを更に充実させていただき、励んでいただきたいと思っております。審議会としても引き続き目を通しながら、また、ご意見を申し上げ続けていくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

時間が差し迫ってまいりまして、皆様全員からご意見をいただく時間がなくなってま

いりましたが、あとお一人だけお伺いしたと思います。なければこれで終了させていただきますがいかがでしょうか。

○服部委員

資料6についてのご説明がありませんでしたが、消費者庁が出している「地方消費者行政の充実・強化のための指針」の原案の中にも、国と都道府県と市町村の役割がいろいろと出ておまして、それに対するパブリックコメントが出されておりますが、相談したい人から見ると、基本的に都道府県と市町村の相談窓口の機能の違いを意識することはないのだろうと思います。

ただでさえ、都道府県の消費生活センターが市町村の相談窓口の支援や指導の側面だけを強調されますと、相談したい人が県の相談窓口を使うことについて、高度で大変難しい相談しか扱わないということになれば、若干、不都合が生じてくるのではないのでしょうか。

やはり、県は県としての相談機能をきちんと持っていただいた上で、市町村の指導や支援をやっていただきたい。今年度、いろいろな計画を作ったり体制を作ったり、縮小も含めて検討するとなっておりますが、ぜひ、その点はお考えいただければありがたいと思います。

○議長（多和田会長）

ご要望ということでよろしいですか。

○服部委員

意見ということで結構です。

○議長（多和田会長）

それでは、いろいろと活発なご意見をいただきましてありがとうございました。本審議会として平成23年度の進捗状況の確認を行いまして、各施策は概ね順調に実施されていると思われませんが、本日は評価ということではなく、先ほど説明がありましたとおり、次回11月頃に開催予定の第2回審議会において、正式に評価するということをお願いします。

県は、さらに計画の推進に努めていただきたいと思います。事務局は、本日の審議結果に基づき、施策目標の改正を反映させた推進計画の改定版を作成し、次回の審議会に提出してください。

○事務局（県民生活課長）

承知いたしました。

（５）その他

○議長（多和田会長）

それでは、予定の時間ですとあと５分ほどですが、最後の議題となります

会議次第では、「その他」となっております。行革大綱に係る重点改革プログラム『消費生活相談体制の見直し』につきまして、ご報告をお願いいたします。

○事務局（酒井主幹）

行革大綱に係る重点改革プログラム『消費生活相談体制の見直し』につきまして、ご説明します。

（ 資料６により、消費生活相談体制の見直しについて説明 ）

今後、県と市町村の役割分担にかかる考え方の提示を本年度中に行いますが、この考え方の原案は、市町村の相談体制の検証等を踏まえて、秋ごろまでを目途として作成する予定であります。また、本日もご意見をいただきましたので、こういったことも参考にさせていただきます。

なお、この原案を作成した後に、１１月頃に開催予定の第２回目の審議会において、委員の皆様からご意見をいただきたいと存じております。

○議長（多和田会長）

消費生活相談体制の見直しということでご報告いただきましたが、特に何かご意見等ございますか。

○服部委員

次回までにまた、意見を出せばいいということですね。

○議長（多和田会長）

時間もなくなってまいりましたので、相談体制の見直しについての意見は、そういうことでよろしいですね。

○事務局（県民生活課長）

次回、１１月頃までに県の方で役割分担についてまとめさせていただきますので、皆様のご意見を伺いたいと思っております。

○議長（多和田会長）

そういうことでございますので、もしご意見がありましたら、ご準備いただくと
いう事になろうかと思えます。

それではこれで、本日の主な議題はこれで終了させていただきます。委員の皆様
には長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。

次回の審議会は、11月を予定しておりますが、後日改めて、事務局から日程調整
させていただきますので、よろしくお願いいたします。

4 閉 会

○事務局（県民生活課長）

どうもありがとうございました。県民生活課長といたしまして、一言、お礼と決意を
述べさせていただきます。

様々なご意見をいただき、ありがとうございます。特に啓発関係の事業等につきまし
ては、皆様ご存知のとおり愛知県の財政が非常に厳しい状況にあります。まず、何が最
初に削られるかと申しますと、やはり啓発関係経費が第一番に削られてしまう訳でござ
います。今回の平成23年度までの実績につきましても、広報経費が削減されたところ
もたくさんございました。今後は削減されたものを、他のもう少しお金がかからない、
または他の部局、あるいは他の市町村の広報媒体を利用しながら、県民の皆様への広報
が滞ることのないようにしてまいりたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それから、消費生活相談窓口の県と市町村との役割分担ということでございます。
私どもも、この重点改革プログラムは県の施策として進めていく必要がございますので、
市町村の相談体制の後退にならないよう、県も積極的に支援し、役割分担を図りながら、
県の窓口の機能強化あるいは市町村の窓口が強化されるような形で方向を定めてまい
りたいと思えます。

また、消費者行政推進計画につきましては、着実に進めてまいりたいと思えますので、
皆様方のご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

（事務局から名簿配付）

先ほどの消費者苦情処理委員会の名簿につきましては、ただいま配付させていただきました。

最後にこの場をお借りしまして、交通安全のお願いをさせていただきます。

皆様ご存知のように、交通事故の抑止、交通死亡事故の抑止についてでございますが、愛知県は残念ながら今日現在、111人もの交通死亡事故が出ております。今月11日から20日までは、夏の交通安全県民運動の期間中でもあります。愛知県は交通安全に向けて様々な取り組みをしておりますが、まだまだ十分ではございません。

どうか皆様方におかれましても、交通事故を身近な問題ととらえていただきまして、交通事故の犠牲者を一人でも少なくするよう取組みを進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

平成24年度第1回愛知県消費生活審議会次第

日 時 平成24年7月13日（金）

午前10時から

場 所 愛知県議会議事堂ラウンジ

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 会長の選出について

(2) 会長代理の指名について

(3) 消費者苦情処理委員会委員長及び所属委員の指名について

(4) 愛知県消費者行政推進計画の進捗状況について

(5) その他

4 閉 会

平成24年度第1回愛知県消費生活審議会配付資料一覧

- 1 愛知県消費生活審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- 2 愛知県消費者行政推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- 3 愛知県消費者行政推進計画(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
- 4 愛知県消費者行政推進計画進捗状況調査結果(一覧)・・・・・・・・・・資料4
- 5 愛知県消費者行政推進計画進捗状況(短期集中的に取り組む施策)・・資料5
- 6 行革大綱に係る重点改革プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料6
- 7 あいち暮らしっく (平成24年5月・No.95 2012夏号)・・・・・・・・・・資料7
- 8 かし子さんの消費者トラブル手帳【若者編】・・・・・・・・・・資料8
- 9 かし子さんの消費者トラブル手帳【高齢者編】・・・・・・・・・・資料9
- 10 県民生活プラザのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料10
- 11 県民の消費生活の安定及び向上に関する条例・・・・・・・・・・資料11
- 12 愛知県消費生活審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料12